

第13章 税金の控除等

1 税金の控除

(1) 所得税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が所得税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から27万円が控除されます	所得金額から40万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除35万円が加算されます。

ウ 窓口……徳山税務署（☎ 0834-21-1010）

※ただし所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与係

(2) 市県民税の障害者控除

ア 対象者……心身障害者が市県民税の納税義務者本人又は同一生計配偶者や扶養親族である場合、次の金額の所得控除を受けることができます。

イ 内容

障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
所得金額から26万円が控除されます	所得金額から30万円が控除されます

※同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、同居特別障害者の控除23万円が加算されます。

ウ 窓口……市課税課市民税二担当（☎ 0834-22-8273）又は各総合支所

(3) 相続税の障害者控除

ア 対象者……相続又は遺贈により財産を取得した者が障害のある者（85歳未満）である場合、次の控除が受けられます。

イ 内容

一 般 障 害 者 控 除	特 別 障 害 者 控 除
(1)身体障害者手帳をもっている方 (2)知的障害者 (3)精神障害者保健福祉手帳をもっている方 など	(1)左のうち、障害の程度が1級・2級の方 (2)重度の知的障害者 (3)左のうち、障害等級が1級の方 など
85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を課税対象額から控除します。

ウ 窓口……………徳山税務署（☎ 0834-21-1010）

2 税金の非課税

(1)市県民税の非課税

ア 対象者……………心身障害者の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………市課税課市民税二担当（☎ 0834-22-8273）又は各総合支所

(2)個人事業税の非課税

ア 対象者……………両眼の視力が0.06以下の方で、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう・その他医業に類する事業を個人で行っている方

イ 内容……………非課税

ウ 窓口……………山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6416）

(3)利子所得等の非課税（マル優）

ア 対象者……………身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人等

イ 内容

種 類	適用対象	非 課 税 限 度 額
少額預金の利子所得等	預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	左記4種類の貯蓄の元本の合計額が50万円までの利子
少額公債の利子	国債及び地方債	左記の額面の合計額が350万円までの利子

ウ 窓口……………各金融機関等

3 税金の減免

自動車税（種別割・環境性能割）及び軽自動車（種別割・環境性能割）の減免

ア 対象者……………心身障害者の方で、次の表（P.69）に該当する方

※障害者本人が運転される場合と、生計を一にする者又は常時介護する者が運転される場合では、対象範囲が異なります。

障 害 の 区 分	身 体 障 害 者 手 帳	
視 覚 障 害	1 級から 4 級まで	
聴 覚 障 害	2 級及び 3 級	
平 衡 機 能 障 害	3 級	
音 声 機 能 障 害 ※	3 級（喉頭摘出者のみ※）	
上 肢 不 自 由	1 級及び 2 級	
下 肢 不 自 由 ※	1 級から 6 級まで	
体 幹 不 自 由 ※	1 級から 3 級まで及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上 肢 機 能	1 級及び 2 級（両上肢のみ）
	移 動 機 能※	1 級から 6 級まで
心 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
腎 臓 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
呼 吸 器 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1 級及び 3 級	
小 腸 機 能 障 害	1 級及び 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級まで	
肝 臓 機 能 障 害	1 級から 3 級まで	
知 的 障 害 者	療育手帳 A	
精 神 障 害 者	精神障害者保健福祉手帳 1 級	

イ 減免の対象となる自動車（1 人の障害者につき 1 台に限る。）

- 1 障害者が所有（取得）する自家用自動車であって、障害者が自ら運転する車
- 2 障害者が所有（取得）する自家用自動車又は障害者と生計を一にする者が所有（取得）する自家用自動車で、もっぱら障害者の通学、通院、若しくは生業のために使用するもの。

※生計を一にする者、又は常時介護する者が運転する場合、下肢・体幹・移動機能障害（両下肢に障害があるもの）は 1 級から 3 級までが対象、音声機能障害は対象外

ウ 窓口

自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）

…山口県周南県税事務所（☎ 0834-33-6414）

軽自動車税（種別割）…市課税課市民税一担当（☎ 0834-22-8271）又は各総合支所